

天眼鏡

小農重視・家族農業からの SDGs 実現

今年から 2028 年までを期間とする「家族農業の 10 年」が始まった。これは国連が主導するもので、既に 14 年を「国際家族農業年」として家族農業を振興してきた経過を持つ。

FAO（国際連合食糧農業機関）は家族農業を「家族によって営まれるか、主として家族労働力に依拠する農林水産業」と定義しているが、世界の農業経営体 5 億 7000 万のうち、90%以上の 5 億 1300 万以上が家族経営体であると報告している。家族農業は、食料安全保障確保と貧困・飢餓の撲滅にきわめて大きな役割を果たしているとして、国連加盟国及び関係機関に対して、家族農業に係る施策の推進や知見の共有等を求めている。

こうした動きとは別途に、昨年 12 月 17 日の国連総会で「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言（小農の権利宣言）」が決議されている。これは世界の農家の 9 割、食料生産の 8 割を占める小農を正當に評価することによって、食料主権、種子の権利、農村女性の権利保護、労働安全や健康の権利等を守っていくことを意図したものである。

この小農権利宣言は、2000 年にインドネシア農民組合がその重要性を訴え、これを小規模家族農民の国際的な運動組織であるピア・カンパシーナが制定を求めてきたものである。その背景にあるのは「WTO や FTA から各国の食料と農業を守るための権利、多国籍企業による収奪から農民の土地と種子を守る権利であり、アグリビジネスなどによる様々な攻撃から小規模家族農民を守るための枠組み」を求める動きである。もろに「新自由主義イデオロギーに基づく IMF や世界銀行の構造調整政策が農村を破壊し、GATT が農産物を本格的に貿易自由化の対象にしたことに抗議し、小規模家族農民の生活と権利を守る」ことを求めている。

この「家族農業の 10 年」と小農権利宣言の関係はよくは見えない。所得増大を目指しての規模拡大と効率

化を推進する我が国は、「家族農業の 10 年」については協調する姿勢のようであるが、小農権利宣言については、国連総会やこれに先立っての委員会では棄権に回っている。ちなみに米、豪等は反対票を投じている。

ところで「家族農業の 10 年」の背景にあってこれを主導しているといわれているのが「持続可能な開発目標 SDGs」である。貧困のない、持続的な社会の実現のために、17 の目標、169 のターゲットと 230 の指標への取り組みによって「誰ひとり取り残さない」「最も遠くに取り残されている人々にこそ第一に手が届く」社会を目指す。ここで「貧困や飢餓をなくすために地域に根付き、食料を供給する家族農業の力」を発揮していくことが期待されている。SDGs についてはわが国でも、政府が強調し、マスコミも盛んに取り上げるなど、中身はともかくとして SDGs についてはよく耳にする。

強いて整理すれば SDGs—家族農業の 10 年—小農権利宣言の 3 層構造になっているようにも理解される。小農権利宣言は明確な先進国 vs 途上国の対抗関係にあるのに対して、SDGs になると取り組みは数値に置き換えられ構造なり問題点が見えにくくなっている。

家族農業の意義、重要性についてはあらためて述べるまでもないが、アベ農政ではこれが軽視され継続が困難となりつつある。国連の小農・家族農業についての取り組みは途上国だけの問題ではなく、先進国である我が国自身の問題でもあるというところから組立を考えていくことが必要である。先進国、日本における家族農業の意義・役割を再評価して日本農業の再興をはかりつつ、日本の経験と技術をもって途上国との連携・交流を深め、食料安全保障と貧困対策で国際貢献していくことにより SDGs を実現していくことこそが求められているのではないかと。

（農的社会デザイン研究所 代表 蔦谷栄一）